

**令和7年度
札幌市潜在保育士
短時間就労支援補助事業**

申請の案内

札幌市子ども未来局 支援制度担当部

保育推進課

目 次

1 制度概要	1
2 申請手続	3
3 交付決定の取消し等	5
4 その他注意事項	5
5 F A Q	6
6 各種様式.....	8

1 制度概要

(1) 趣旨

パートタイム労働者として、朝・夕など開所・閉所時間帯に保育士を配置する費用の一部を補助し、潜在保育士等の再就職を支援し、常勤保育士の負担を軽減し、就業継続及び離職防止を図る。

(2) 補助交付対象事業者

次のア・イいずれもの要件に該当する事業者を対象とする。

ア 札幌市内に所在する保育所等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所）を営んでいる事業者。

対象施設種別		
認可保育所	認定こども園	地域型保育事業所
●	●	●

イ 補助交付対象者（下記 **補助交付対象者** を参照）を雇用した事業者。

(3) 補助交付対象者

次の①・②のいずれかに該当する保育士資格を有する者（潜在保育士）のうち、要件ア～オのすべてに当てはまる者。

- ① 過去に、保育所等において、保育士又は保育教諭としての勤務経験がない者。
- ② 過去に、保育所等において、保育士又は保育教諭としての勤務経験があるが、当該保育所等を離職した後6か月以上を経過した後に雇用された者。

【要件】

- ア 平成31年4月1日以降に、パートタイム労働者として雇用された者。
- イ 勤務先の保育所等と直接雇用契約を締結している者。
- ウ 勤務時間帯が午前9時まで又は午後5時以降を含む者。
- エ ウの勤務時間帯を含む雇用契約である者。
- オ 同一事業者の保育所等における月の総勤務時間数が原則40時間以上120時間未満である者。

(4) 補助金の交付額等

ア 月毎に計算する。

イ 1人あたりの月額 は下記の計算式により算出する。

月の勤務時間（休憩時間含む）× 170円（月20,000円を上限）

(5) 補助金の使途等

次の点に留意して、補助交付対象者に支給すること。

ア 補助交付対象者に対して、補助金を原則月額給与の手当により全額支給すること。

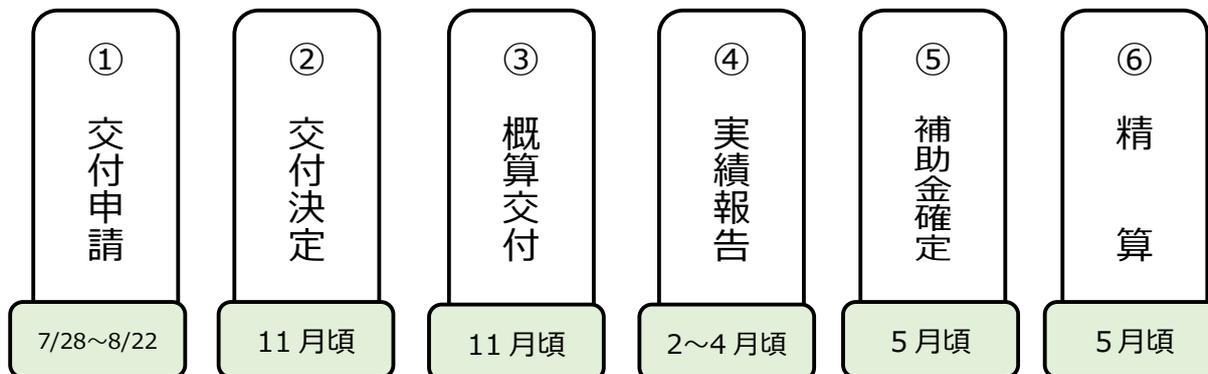
イ 明確に区分経理した上で、給与台帳及び給与明細に記載すること。

ウ 補助金交付の審査決定前であっても、原則、月額給与の手当として毎月支給すること。

エ 対象となる保育士について、他の補助金を申請する場合は、当該補助金分を、他の補助金に申請する経費から差し引いて申請すること。

2 申請手続

(1) 申請の流れ



※提出書類の審査内容等により、追加の書類提出を依頼する場合があります

(2) 提出様式や添付書類など

① 申請

補助対象事業者から札幌市へ、下記の書類を提出。

【 提出書類 】

様式名	札幌市で 様式を定めているもの
令和7年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金交付申請書	○（様式1）
雇用証明書	○（様式2）
札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業対象者名簿	○
保育士証	×
履歴書等これまでの職務経歴がわかるもの	×

【 提出時期 】

令和7年7月28日（月）～令和7年8月22日（金）

② 交付決定

札幌市から補助対象事業者へ、交付を決定したときは「令和 7 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業交付決定通知書」を、交付しないことを決定したときは「令和 7 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業却下決定通知書」を事業者へに通知する。

【 通知時期 】

令和 7 年 11 月頃

③ 概算交付

交付決定後、札幌市から補助対象事業者へ概算交付する。

【 概算交付時期 】

令和 7 年 11 月頃

④ 実績報告

補助交付を受けた事業者は、「令和 6 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業実績報告書」を提出する（実績報告に必要な書類については、別途ご連絡します）。

【 提出時期 】

令和 8 年 2 月中旬～令和 8 年 4 月上旬

⑤ 補助金額確定

札幌市が、補助対象事業者から「令和 7 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業実績報告書」の提出を受けた後、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定する。その結果について「令和 7 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業交付確定通知書」により通知する。

【 通知時期 】

令和 8 年 5 月中

⑥ 精算

補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、札幌市から補助対象事業者に対し確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させる。

3 交付決定の取消し等

(1) 取消し ※補助金額の確定後においても適用とする。

事業者が、次の項目に該当するときは、補助金の交付決定を取消す。

- ア 補助条件に違反したとき
- イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- ウ 法令またはこれに基づく処分に違反したとき
- エ その他市長が補助することを不相当と認めたとき

(2) 返還

交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還するものとする。

(3) 他の補助金等の一時停止

補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部または一部を納付しない場合、同種の事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺する。

4 その他注意事項

この補助金は、補助交付対象者に対して、原則月額給与の手当により支給されるものであり、その結果、補助交付対象者が、配偶者控除や扶養控除の適用から外れてしまう可能性がありますので、十分ご留意ください。

5 札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業 FAQ

Q 1 月の総勤務時間について、あるパート保育士が、例えば、4月は120時間超え、5月は110時間だった場合、5月分のみ補助対象化となるのか？それとも、1か月でも総勤務時間の要件に該当しなければ、当該パート保育士は補助対象外となるのか？

1年間の通算勤務時間の平均が要件を満たしていれば、対象となります。

Q 2 勤務時間帯について、あるパート保育士が、例えば、8時から12時までの勤務であった場合、補助交付対象となるか。

補助交付要件をすべて満たしていた場合は補助対象となります。また補助対象となる時間は、8時から9時の1時間ではなく、8時から12時までの4時間全てとなります。

<そのほかの補助対象となる例、対象とならない例>

	勤務時間帯	可否	対象となる時間
例 1	AM8:00～AM10:00	○	2時間
例 2	AM9:00～AM12:00	×	—
例 3	PM4:00～PM7:00	○	3時間
例 4	PM3:00～PM5:00	×	—

→労働契約上、及び実際の勤務時間帯が午前9時まで（9時は含まない）又は午後5時以降を含む場合に対象となります。

Q 3 月における勤務が、複数のシフトパターンだった場合、どのように考えるか。

1日でも要件を満たしていれば対象となります。

Q 4 補助交付金額を算定する場合、1時間当たり170円となっているが、月の総勤務時間が100時間30分だった場合、30分は切り捨てして100時間分の17,000円が交付されるのか？それとも、30分も補助対象時間とし、17,085円が交付されるのか？

園の給与規定に基づき計算してください。

Q 5 用途について、本人へは確実に支給しているが、給与明細等の様式上、記載できない場合、当園は補助対象とはならないのか？

給与明細等の様式上、記載できない場合は、別途拳証【補助交付対象者本人の受領証の写し】をご提出いただきます。様式に定めはありません。

Q 6 対象者へ支給する場合、時間ごとの補助という認識で給与の上乗せ分として給与として支給するか？手当ということであれば、給与とは別途支給するのか？

月例給与と同じタイミングでの、手当による支給となります。

Q 7 育児休業や病気休職などの保育士は対象となるか。また基準日はどう考えるか。

産前・産後休暇のような、有給休暇等の場合は対象となりますが、育児休業など、給与が支給されない休職等の場合は対象となりません。また、基準日は各月の1日時点とし、例えば月途中での休職入りであれば、その月は対象となります。

Q 8 一度補助対象となった者は、翌年度以降も引き続き対象となるか。それとも、配置された年度限定のものか。

次年度以降の予算額にもよりますが、補助要件を満たしていれば、補助対象となった年度以降も引き続き対象となる見込みです。

Q 9 対象となる保育士が、他の補助金の対象となる場合、どのように考えるか。

他の補助金に申請を行う際、当該補助金分を経費から差し引いて申請してください。

Q 10 補助交付対象者の要件に「保育所等を離職した後6か月以上を経過している者」とあるが、認可外保育所で勤務していた期間はどうか。

この場合の「保育所等」は「認可保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所）」を指しており、認可外保育所で勤務していた期間は、上記要件に期間に含まれません。

・補助の対象となる例

経過した期間など	—	6カ月	補助を申請
状況	「保育所等」を離職	認可外保育所に就職	認可外保育所を離職 ↓ 再度「保育所等」に就職
経過した期間など	3カ月	3カ月	補助を申請
状況	他業種に就職	他業種を離職 ↓ 認可外保育所に就職	認可外保育所を離職 ↓ 「保育所等」に就職

Q 11 補助交付対象者に手当を支給した後、補助金交付の決定が下りず、申請が通らなかった場合はどうなるのか。

補助金交付の審査決定が下りる前であっても、原則、月額給与の手当として毎月支給していただくこととなりますので、補助交付対象者に手当を支給した後、補助金交付の審査決定が下りなかった場合、施設側でのご負担となります。何卒ご了承ください。

(様式1)

令和〇年〇月〇日

(あて先)

札幌市長

住所

申請者

氏名

令和〇年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金交付申請書

札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、必要書類を添えて、当該補助金の申請をいたします。

なお、本補助金は日常使用される経費であり、運営費収入を補完するものであるため、概算交付を希望します。

また、概算交付額については、事前に施設運営課に届け出ている債権者情報（口座情報等）への支払いを希望します。

記

1 補助対象施設名 _____

2 補助金申請額 _____ 0円

(様式2)

令和〇年〇月〇日

札幌市長 様

住所

氏名

令和〇年度雇用証明書

当該雇用者の就労内容について、下記のとおり証明します。

対象者氏名	(フリガナ)		生年月日 (和暦)										
採用年月日 (和暦)	保育士登録番号		-										
	資格登録年月日(和暦)												
勤務場所	施設名												
	所在地	(〒)	0										
雇用形態 (該当に●、 必要事項を 記入)	パート雇用												
	期間の定めなし												
	期間の定めあり			令和	年	月	日まで	更新の有無					
勤務日数	1週当たり	日	休業日 (該当に●)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	不定休	
	1月当たり	日											
勤務時間 【労働契約上の 時間+ 休憩時間】 (該当に●、 必要事項を 記入)	合計時間		1週当たり	時間	分	・	1月当たり	時間	分				
			時間固定勤務の場合		時	分	～	時	分				
			時間変動勤務の場合		以下に主な勤務パターンを記入								
	①	時	分	～	時	分	(月	回)					
	②	時	分	～	時	分	(月	回)					
	③	時	分	～	時	分	(月	回)					
④	時	分	～	時	分	(月	回)						
⑤	時	分	～	時	分	(月	回)						
その他 (退職や無給期間 がある場合はこちら に記載してくださ い)	退職日												
	無給の期間	～											
		理由											
備考欄													

札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業 対象者名簿

施設名	担当者名	電話番号	対象者数	交付申請額合計
			名	円

例	採用年月日	雇用形態	対象者氏名	交付申請額	保育士又は 保育教諭と しての勤務 経験がない	離職後6か 月以上を経 過	年間の平均勤 務時間数 (月・見込)	提出書類子エック	
								雇用証明書 添付済み	保育士証の写し 添付済み
1	2019/4/1	パート職員	札幌 未来	20,000	×	○	110		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									